

農林水産試験研究課題設定及び評価要領

(趣旨)

第1条 研究課題の設定及び評価については、この要領の定めによる。

(研究課題設定の考え方)

第2条 研究課題は、農林水産基本計画（以下「基本計画」という。）の重点推進事項の推進に資するものとし、次の要件を満たすものうちからより優先すべきものを選定するものとする。

- (1) 県が行う必要があること（国、他の都道府県及び民間の研究機関等の研究成果の活用のみでは政策課題の解決及び研究成果の普及が不可能なものであること。）。
 - (2) 研究期間が3年以内であり、研究成果の速やかな普及が可能であること。
 - (3) 農林水産基本計画における試験研究の見直しの方向性と整合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、農林水産業の振興を図る上で喫緊の政策課題を速やかに解決するために必要なもの、基本計画の期間終了後の政策の推進を見据えた長期的な研究が必要なもの等については、同項の規定により選定する研究課題の推進に支障を来さない限りにおいて、試験研究を実施することができるものとする。ただし、同項第1号の要件を満たすものに限る。
- 3 研究課題の設定に当たってはスクラップアンドビルドを徹底し、研究の実施にあたっては効率的かつ効果的な遂行に努めるものとする。

(新規課題の設定)

第3条 次年度の新規課題とすべき事項がある場合は、研究機関及び本庁農林水産部関係各課（以下「関係課」という。）は協議のうえ新規課題案を構築し、研究機関は研究課題の目的、必要性、研究及び普及の方法及びスケジュール等を取りまとめた資料を本庁研究機関所管課（以下「所管課」という。）へ提出する。

- 2 所管課は、新規課題案について担当次長協議の上で部長協議を行い、その結果により新規課題を決定する。
- 3 所管課は、部長協議に付した資料について、協議結果を反映し、別に定める期限までに農林水産総務課に提出するものとする。
- 4 所管課は、第2項の部長協議を行う前に、関係課、研究機関等による協議の場において、新規課題案について協議を行うことができるものとする。

(継続課題の進行管理)

第4条 研究機関及び関係課は、継続課題（当該年度に終了予定のものを含む。）について進行管理を行い、研究機関は次年度での継続、当該年度での終了等の意見を付

した資料を所管課に提出する。

- 2 所管課は、継続課題の取扱いについて担当次長協議の上で部長協議を行い、その結果により決定する。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、継続課題の進行管理の手續に準用する。

(予算要求等)

- 第5条 所管課は、前2条の規定により決定した次年度実施予定の課題及び当該年度の終了課題並びに予算要望額を別に定めるところにより農林水産総務課に提出する。
- 2 農林水産総務課は、前項の規定により提出された資料を集約し、部長協議により所管課ごとに予算配分額を決定して通知する。
 - 3 所管課は、前項の規定による通知を受けて予算要求するものとする。

(研究課題一覧表の提出)

- 第6条 所管課は、関係研究機関において次年度に実施する全ての研究課題について記載した一覧表を年度末までに農林水産総務課に提出する。

(終了課題の事後評価)

- 第7条 研究機関は、関係課と協議のうえ、年度末までに当該年度の終了課題について事後評価を行い、所管課に評価票を提出する。
- 2 所管課は担当次長に協議し、事後評価を決定する。
 - 3 第3条第3項の規定は、終了課題の事後評価の手續に準用する。

(共同研究)

- 第8条 共同研究に係る手續については、前条までの規定によるほか、別に定めるところによる。

(競争的資金による研究等)

- 第9条 国の競争的資金による研究及び受託研究に係る手續については、前条までの規定によるほか、別に定めるところによる。

(要望に対する対応)

- 第10条 市町村ほかの関係機関等からの試験研究に係る要望については、関係課及び試験研究機関が日常の業務遂行の中で把握するものとし、要望に対しては、県による研究を検討するのみならず、国、他の都道府県及び民間の研究機関等の研究成果の紹介又は情報提供等を積極的に実施するものとする。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。